

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月10日(水)午後1時29分から午後2時20分

2. 開催場所 合志市役所 防災センター棟 避難所①

3. 出席委員(12人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大藪	真裕美
委員	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員(1人)

委員	2番	吉川	幸人
----	----	----	----

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員指名について

6. 農業委員会事務局職員

局長 緒方 寿雄

次長 坂上 範行

主幹 秋吉 秀美

○事務局長 それでは、ただいまから令和3年3月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福島求仁子君） 皆さんこんにちは。東日本大震災も明日でちょうど10年になります。本当に亡くなられた方々のご冥福をお祈りしたいと思っております。

それから、報道などでもこれまでの10年間のあいだにいろいろな調査が行われて、報告が行われておりますけれども、本当に悲しい災害でしたけれども、命を守るためにいろいろと後世に伝えていかなければいけないことがたくさんあるかと思っておりますので、今回の報告のいろいろな報道関係はしっかり残して行って、次へ残していければいいかなと思っております。

さて、令和2年度最後の農業委員会の総会となります。先日事務局のほうからメールで活動報告の提出が求められましたけれども、2月と3月の中旬までとなりますけれども、提出のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

ところで、昨日もコロナ感染の方が3日ぶりに5名の方が確認されております。気をゆるめずに予防対策を行っていただきたいと思っております。

農業委員会活動のほうも思うようにできない状況でございますけれども、人・農地プランというは、農政と協力しながら少しずつ進んできております。担当の峯委員さん、それから嶋田委員さんには、話し合いに参加していただく機会も多いかと思ひますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、4月になりましてからコロナのほうの感染状況が落ち着けば、推進委員さん、農業委員さん併せて報告会、そして勉強会が行われればと思っております。

それから最後に、第16回の全国農業委員会活動シンポジウムが、明日YouTubeの配信で行われます。全国女性農業委員会活動推進シンポジウムになります。私も県の農業会議のほうから参加させていただきますけれども、YouTubeでの配信になりますので、もし聞いてみたいという方がいらっしゃいましたら、リンクのナンバーがきておりますので、ぜひご覧いただければと思ひます。大会の最後にアピール文を採択するんですけれども、今回私のほうから採択文を読み上げることになっておりますので、頑張ってきたと思っております。

ちょっといつも前口上が長くなって大変申し訳ないんですけれども、どうぞきょうの総会のほうも最後までよろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は吉川委員から欠席の連絡が入っております。

合志市農業委員会会議規則第6条に規定しております過半の委員がおそろいでございます。本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せ

てお願いいたします。特に何かご質疑やご質問がある場合には、挙手により発言をするようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

-----○-----

(1) 議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） 議事録署名者につきましては、8番の平野委員、10番の嶋田委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、3番の工藤委員、5番の衛藤委員、7番の吉岡委員、8番の平野委員、14番の福嶋、以上5名の委員さんへ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページ、県道大津植木線北側、図面中央斜線部分が申請地です。

2ページと3ページが耕作地と農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、今後も野菜などを作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願い致します。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員より農家及び現地調査の報告をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

2月26日、私と村田推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請は売買です。譲受人の畑の手前に申請地があるために耕作時に苦慮されていたとのことです。そのことを解消するために今回の申請にいたしました。今後は野菜を作付けされるということです。特に問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの報告が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります○番、○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書1ページです。

番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙5ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。県道大津西合志線北側の農地です。

次に6ページをお開きください。上の写真が耕作地の現況写真です。7ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に8ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、飼料作物として継続予定のため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願ひします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、5番、衛藤委員より農家及び現地調査の報告をお願いいたします。

○5番(衛藤彰一君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

2月26日に私と緒方推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は売買です。申請地はもともと2筆の農地で、畦がないため現況は1筆です。この状況を解消するために今回申請にいたしました。今後も同様に飼料作物を作付けされるということで特に問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

番号2の議案審議が終わりましたので、退席中の〇〇委員さんは着席されますよう案内をお願いいたします。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、その当事者であります〇番、〇〇委員は、議案審議が終了

するまで退席をお願いいたします。

それでは、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書2ページをお開きください。

番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙9ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。県道大津植木線沿いの農地です。

次に10ページをお開きください。耕作地の現況写真です。11ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に12ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は、個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上ため該当しません。

第7号の地域との調和要件は、畑として利用されているが、今後も、飼料作物を作付けする予定で、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、7番、吉岡委員より農家及び現地調査の報告をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告します。

2月26日に私と宮寄推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請の理由は売買です。申請地が譲受人の牛舎と畑との間にあり、現況は1筆です。長年譲受人が耕作されてこられましたが、この状態を解消するために今回申請にいたしました。今後も同様に飼料作物を作付けされるということです。特に問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。
第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。
よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。
番号3の議案が終わりましたので、退席中の〇〇委員さんは着席されますようご案内をお願いいたします。
それでは、議長を大藪職務代理と交代いたします。

○会長職務代理者(大藪真裕美君) 続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号4につきまして上程いたします。
事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書2ページをご覧ください。
番号4、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、贈与でございます。
続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙13ページとなります。
図面中央斜線部分が申請地です。県道大津西合志線東側の農地です。
次に14ページをお開きください。耕作地の現況写真です。15ページは、保有されている農業機械の写真です。
次に16ページをお開きください。
まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。
第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。
第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。
第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。
第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため該当しません。
第7号の地域との調和要件は、畑として利用されているが、今後も飼料作物を交付する予定で、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。
以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしく申し上げます。

○会長職務代理者(大藪真裕美君) 事務局の説明に関しまして、担当地区の14番、福嶋委員より農家及び現地調査の報告をお願いいたします。

○14番(福嶋求仁子君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。
2月26日に私と狩野推進委員と事務局で現地調査を行いました。
今回の申請理由は、おじからの贈与になります。申請地は譲渡人が県外在住のため

めに譲受人が長年にわたり耕作してこられましたけれども、今回譲り渡されることになり申請にいたしました。今後も同様に飼料作物を作付けされるということです。特に問題はないと思います。

どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質問等がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号4について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

会長に議長を交代いたします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号5につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書2ページをご覧ください。

番号5、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙17ページ、図面中央斜線部分の合生文化会館近くに2筆と次の18ページ、西合志カントリーエレベーター近くに3筆、あわせて5筆の農地です。

次に19ページをお開きください。耕作地の現況写真です。20ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に21ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は、個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上ため該当しません。

第7号の地域との調和要件は、田と畑として利用されているが、今後も、米と野菜等を作付けする予定で、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の3番、工藤委員より農家及び現地調査の報告をお願ひいたします。

○3番（工藤信夫君） それでは、農家及び現地調査につきまして報告いたします。

2月26日に私と楯本推進委員さん、事務局とで現地調査をいたしました。

今回の申請理由は贈与です。申請地は長年譲受人が小作契約にて耕作されておりました土地2筆、それと譲渡人からあつせんの申出書の提出があつた農地3筆です。あつせんの土地と合わせて5筆を譲り受けることとなり今回の申請となりました。特に問題はないと思ひます。

よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

○事務局 すみません、事務局からですが一つ付け足しをさせてください。今、工藤委員のほうから説明が少しありましたが、こちらの農地につきましては、令和2年7月にあつせんが出ておりました。今回の譲渡によりあつせんが無事成立しましたので申し添えます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局からの説明が入りました。皆さん方のほうから特に委員さん方から質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ご質問、ご意見がないようございませんで採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号5について、承認することに異議がない方は挙手をお願ひいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よつて、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号5は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めませす。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願ひいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は鶏卵無人販売所への転用です。

議案書別紙の23ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が申請地で群山及び群区の西側に位置する農地です。

次の24ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は一部砂利敷きされ、プレハブも設置され、鶏卵販売所への転用の準備が行われている状態となっております。申請者には始末書の提出を求めまして、それによりますと、この土地は所有者の父親が許可を得ずして平成7年ごろから無人野菜販売所やジュースの自動販売機を設置していたということです。野菜の販売をやめ、令和3年1月下旬に鶏卵販売所にしようとしていたところを地元推進委員さんが発見し、事務局より地権者に指導を行い、今回申請の申請に至ったという状況です。

次の25ページが配置図です。申請者は養鶏業等を営む法人で、当該申請地を借受け、無人鶏卵販売所を整備する計画です。

26ページをお願いします。(1)の立地基準についてですが、次の27ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地で、高性能農業機械の営農に適する農地に該当することから、甲種農地となり原則許可できませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和3年4月1日より事業に着手し、令和3年4月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われれます。

6の計画面積の妥当性については、3,409㎡のうちの道路側の一部450㎡を転用するものであり、自動販売機及び駐車スペースの配置・規模に不合理な点は見当たらず問題はありませぬ。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われれます。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、8番、平野委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番(平野昭代君) それでは現地調査につきまして報告いたします。

令和3年2月26日の午前、私と山崎推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきまし

ては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、借人が鶏卵無人販売所として農地を転用するものでございます。また、違反転用に対する追認案件であり、現況のプレハブにさらに手を加えて使用するとのことでございます。申請地は甲種農地ですが、集落接続要件を満たしているため転用もやむを得ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用賃借権設定、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

使用賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由は重機及び車両置場の拡張で、自身が取締役をつとめる法人への使用賃借権の設定です。なお、今回が2回目の拡張ですが、これ以上の拡張計画は無く、今回が最後の転用申請ということです。

議案書別紙の29ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、蓬原工業団地及び県道大津西合志線の南側に位置する農地です。

次の30ページが申請地の現況です。

次の31ページが配置図です。申請者は建設機械の販売及びリース業を営む法人で、当該農地を使用貸借により借受け、隣接する既存の敷地と同様に重機及び車両置場として利用する計画です。

32ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の33ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定である既存施設の拡張に該当し許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行

の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年3月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性については、車両等の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題はないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、8番、平野委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（平野昭代君） それでは現地調査につきまして報告いたします。

令和3年2月26日の午前、私と上野推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、借人が重機及び車両置場とし農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、転用目的が既存施設の拡張ですので問題はないかと思ひます。

よろしくご審議の方、お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用賃

借権設定、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的につきましては、申請者が近隣の畑を耕作する際に車を止めておく場所がなく非常に困っているため、畑に来た際の駐車場及び農業機械置場として利用する計画です。

議案書別紙の35ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が申請地で熊本国府高校野球場の東側、熊本国府高校第2グラウンドの北西側に位置する農地です。

次の36ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は既に砂利敷きがされている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりまして、申請地付近は道幅が狭い上に通り抜けに使う車両が非常に多い状況にあり、申請者が所有する隣接農地に農作業に来た際に、車を道路脇に止めておくことが困難な状況にあったため、令和3年1月上旬に許可を得ずに砂利敷きを行ったとのこと。その後、地元推進委員さんが違反転用を発見し、事務局より地主に指導をし、追認案件にはなりますが今回の申請に至ったという状況です。

次の37ページが配置図です。申請者は申請地付近にて農業を営む個人で、当該申請地を使用貸借により借り上げ、農作業時の駐車場及び農業機械置場として利用する計画です。

38ページをお願いします。(1)の立地基準についてですが、次の39ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地で高性能農業機械の営農に適する農地に該当することから、甲種農地となり原則許可できませんが、例外規定の農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設に該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、許可を得ずに既に砂利敷きしており、追加の事業費は発生しません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、許可を得ずして砂利敷きが済みであり、既に駐車場として利用できる状況となっているため問題ありません。

6の計画面積の妥当性については、3,409㎡のうちの道路側の一部300㎡を転用するものであり、駐車スペースの配置・規模に不合理な点は見当たらず問題はありませぬ。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、8番、平野委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（平野昭代君） それでは現地調査につきまして報告します。

令和3年2月26日の午前、私と山崎推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、借人が農作業時の駐車場として農地を転用するものでございます。また、違反転用に対する追認案件であるため、現況のまま使用することとさせていただきます。申請地は甲種農地ですが、転用目的は農業用施設であるため転用もやむを得ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

それでは大藪委員、お願ひいたします。

○1番（大藪真裕美君） 写真を見るかぎり、この転用部分の駐車場等3,000㎡ありますので、多分1町近くの畑があると思うんですけど、この奥のごみ置場みたいなものは、畑としては使ってらっしゃらないのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局、説明をお願ひできますか。

○事務局 お答えいたします。

今回の申請地は1筆、3,409㎡ありまして、その筆としては、この砂利敷き部分とその左側にずっと続く一枚の畑となっております。ご指摘のとおり、現地はまだ畑部分の片づけが済んでおりません。適正な畑としての利用はなされていない状況でございますので、当然畑の利用のほうは使い方としては好ましくない使い方ですので、そっちは指導せずにこちらの転用だけ許可するというのもおかしな話ですので、許可をする際には当然この奥の何か置いてあるやつの片づけまで指導をしたいと考えております。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。大藪委員、よろしいでしょうか。

そのほか皆さん方から何かご質問はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願ひいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用賃借権設定、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、説明いたします。

5と次に6ページをお開きください。

令和3年第3回の農用地利用集積計画総括法につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。利用権設定10年の田が8,689㎡、畑は8,356㎡でしたので合計17,405㎡でございます。5年の田が6,905㎡、畑は28,826㎡でしたので合計35,731㎡でございます。

2年の田が1,414㎡、畑は4,815㎡でしたので合計6,229㎡でございます。

1年の畑が1,949㎡でしたので合計1,949㎡でございます。

今回の田の小計は17,008㎡、畑の小計は43,946㎡でしたので合計60,954㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は95,651㎡、畑の小計は189,708㎡で合計285,359㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の田の小計は2,281㎡、畑の小計は1,871㎡で合計4,152㎡でございます。

ページ右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は3,436㎡、畑の小計は4,767㎡で合計8,203㎡でございます。

以上、第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の7から9ページ中段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、9ページ下段の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、2件、7,600㎡でございます。

内契約予定件数が、2件、7,600㎡でございます。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書10ページをお願いいたします。

あっせん番号1の申出者の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書に記載してあるとおりです。申し出内容は賃貸借もしくは売買です。

続けて申請地の場所です。2カ所あるうちの1カ所目についてですが、11ページをお開きください。

図面太枠斜線部分があっせん番号1の申請地で、後川辺区の南西側、塩浸川浄化センターの東側に位置する農地です。

また、2カ所目についてですが、次の12ページをお願いします。県道住吉熊本線の東側、新環境工場の北側に位置する農地です。

農地の現況につきましては、それぞれ図面左下写真のとおりです。

あっせん申出の理由としましては、申出者は農業を営んでいる個人ですが、高齢化に伴い経営規模の縮小を行うために貸借もしくは売買したいとのことでした。

あっせん委員についてですが、申請地区域の担当委員であります村上委員、林推進委員、中嶋委員、橋本推進委員をお願いします。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。この件に関しまして特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員の皆様方には、よろしくをお願いいたします。

以上で議案のほうが終わりました。

-----○-----

(5) 閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして、慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年3月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。
皆さん大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉 会 午後2時20分

